

猪名川町告示第27号

猪名川町お試し居住支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年3月30日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町お試し居住支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年3月30日

要 綱 第 1 9 号

猪名川町お試し居住支援事業実施要綱要綱（令和4年要綱第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町お試し居住支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(この要綱の失効)</u></p> <p>2 <u>この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>